平成２４年（フ）第１１５号
相模原市中央区星が丘３丁目13番25号　セントラルコーポ201
債務者　小林　秀子（旧姓冨山）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２０号
相模原市中央区氷川町12番６号　セルシオン相模原Ｉ201号室
債務者　葛西　義秋
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２４号
相模原市南区若松５丁目４番３号
債務者　副島　美代
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３８号
新潟県新発田市下小中山７番地３
債務者　小池年由樹
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５３号
新潟県新発田市東新町２丁目５番24号
債務者　海口　真二
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３７６号
香川県高松市牟礼町牟礼328番地23
債務者　玉貫　昌平
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３７８号
香川県高松市円座町2332番地48
債務者　蓮井　省悟
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１号
香川県高松市飯田町363番地６
債務者　松浦　弘昌（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２３号
宮城県柴田郡村田町大字村田字西田74番地５
債務者　飛川　京子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第２４号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町10番地13　七ケ宿コーポ101号
債務者　佐藤　とよ
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第７６号
茨城県つくば市大曽根2201番地１　雇用促進住宅１棟502号
債務者　稲葉　和之
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４７９号
名古屋市千種区京命１丁目15番16号
債務者　磯貝　一葉
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
栃木県佐野市堀米町1046番地　プルメリア５、前住所栃木県佐野市赤坂町959番地１
債務者　伊藤　美雪
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４１号
栃木県佐野市堀米町1046番地　プルメリア５、前住所栃木県佐野市赤坂町959番地１
債務者　伊藤　文雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１号
栃木県佐野市万町59番地
債務者　亀田美恵子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２７号
栃木県佐野市田沼町236番地２　コクノエルディム104号
債務者　工藤　幾子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８９号
北海道旭川市末広６条７丁目１番５号　コーポエルム101号
債務者　鍛治下睦美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部